

建 政 第 386号-1

令和 3年 5月14日

(一社) 大分県建設業協会長 殿

大分県土木建築部建設政策課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について(送付)

上記のガイドラインについては、令和3年1月4日付け建政第1692号-1により送付していましたが、今般、国土交通省から別紙のとおり改訂についての事務連絡がありましたので、送付します。

【改訂の概要】

●ガイドライン本文

- ・フェイスシールド・マウスシールドがマスクに比べて効果が低いこと等を踏まえて、記載を変更 (P5~8)
- ・令和3年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられたことを踏まえて記載を追加 (P13)

●別紙1~28:リーフレット等

- ・内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」掲載の周知用ポスター (別紙11~20)、
- ・日本語及び各国語版の「外国人の方に向けた感染拡大防止のための留意点」(別紙22)、
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員の職場復帰に係る取扱い等 (別紙23~24)、 など

問い合わせ先 技術・情報システム班

楠野、井上 (097-506-4559)